

## 水戸市告示第 16 号

水戸市建設工事等からの暴力団等の排除に関する要項を次のように定める。

平成 20 年 2 月 1 日

水戸市長 加藤 浩 一

### 水戸市建設工事等からの暴力団等の排除に関する要項

水戸市建設工事等暴力団等排除対策措置要項（平成 3 年水戸市告示第 4 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要項は、水戸市が発注する建設工事及び委託業務（以下「建設工事等」という。）の円滑かつ適正な施行を確保するため、建設工事等からの暴力団等の排除について、水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（平成 6 年水戸市規程第 5 号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要項において「暴力団等」とは、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する団体をいう。）及び暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団の維持運営等に協力し、又は関与する等これに関わりを持つ者をいう。）をいう。

（請負人等の義務等）

第 3 条 市長は、建設工事等の請負契約において、当該工事等の請負人及び下請人（以下「請負人等」という。）が暴力団等から暴力団対策法第 2 条第 7 号に規定する暴力的要求行為等又は工事等に対する妨害を受けたときにおける市長への報告並びに水戸警察署その他の捜査機関（以下「捜査機関」という。）への通報及び捜査への協力（以下「被害の報告等」という。）を義務付けるものとする。

2 市長は、被害の報告等をした請負人等に対し、当該請負人等の施行する建設工事等の工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

（入札参加資格停止の措置）

第 4 条 市長は、規程第 2 条第 24 号に規定する有資格請負業者が別表に掲げる要件に該当すると認めるときは、それぞれ同表右欄に定める規程別表第 4 の規定を適用するものとする。

（出資法人への協力要請）

第 5 条 市長は、本市が出資し、又は出えんしている法人に対して前 2 条と同様の措置を行うよう要請するものとする。

（捜査機関との連携）

第 6 条 市長は、第 4 条の規定による入札参加資格停止の措置を行うに当たっては、捜査機関との密接な連携を図るものとする。

2 市長は、捜査機関に対し、被害の報告等をした請負人等及びその関係者に対する保護等の必要な措置を講じることを要請するものとする。

（補則）

第 7 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

要 件	適用する規定
1 規程別表第4(1)の項アに規定する役員等(以下「役員等」という。)又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団等であると認められるとき。	規程別表第4(8)の項
2 業務に関し、不正な利益を得るため又は債務の履行をするために、暴力団等を利用したと認められるとき。	規程別表第4(9)の項
3 いかなる名義を持ってするを問わず、暴力団等に対して、金銭物品、その他の財産上の利益を与えたと認められるとき。	規程別表第4(10)の項
4 役員等又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団等と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	規程別表第4(12)の項
5 暴力団等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と下請契約の締結、原材料等の購入、産業廃棄物処理施設の利用等の行為を行ったと認められるとき。	規程別表第4(14)の項ウ
6 第3条第1項に規定する義務を怠ったと認められるとき。	規程別表第4(14)の項ウ
7 建設工事等に関し、暴力団等の排除に関する市の指示に従わなかったと認められるとき。	規程別表第4(11)の項